

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処分の名称		さいたま市青少年宇宙科学館の入場料及び使用料の減免
根拠条例・規則名		さいたま市青少年宇宙科学館条例
条 項		第10条
所 管 部 課		教育委員会事務局 生涯学習部 青少年宇宙科学館 (電話:048-881-1515)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 宇宙劇場の入場料を減額し、又は免除する場合及びその割合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市又は委員会が主催し、又は共催する行事に利用するとき。 免除</p> <p>(2) 教職員に引率された市内の幼稚園の園児、保育園等の園児、小学校の児童、中学校の生徒又はさいたま市立の高等学校の生徒が利用するとき。 免除</p> <p>(3) 市内の学校教育関係団体、青少年団体又は青少年育成団体が利用するとき。 減額の割合 100分の50</p> <p>(4) 入場及び退場をともにする30人以上の団体に利用するとき。 減額の割合 100分の20</p> <p>(5) その他委員会が特に必要と認めるとき。 減額の割合 委員会が相当と認める割合</p> <p>2 青少年ホール等使用料を減額し、又は免除する場合及びその割合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市又は委員会が主催し、又は共催する行事に利用するとき。 免除</p> <p>(2) 市内の学校教育関係団体、青少年団体又は青少年育成団体が利用するとき。 免除</p> <p>(3) 市内の社会教育関係団体が利用するとき。 減額の割合 100分の50</p> <p>(4) その他委員会が特に必要と認めるとき。 減額の割合 委員会が相当と認める割合</p>
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	未設定 申請を受理次第、直ちに処理している。
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		